

神奈川県子ども・子育て基金条例の制定

1 制定の背景

厚生労働省が公表した人口動態統計速報（令和4年10月分）によると、令和4年の出生数は過去最少の水準となり、初めて80万人を割る見通しとなっている。こうした中、総理大臣の年頭会見において「異次元の少子化対策」が掲げられ、令和5年3月末までにこども政策の強化に関する具体的なたたき台がとりまとめられる予定である。

少子化対策は、普遍的かつ喫緊の課題であることから、県としても新たな取組が必要であり、また、今後の国の対策に迅速に対応するため、令和4年度税収増で確保した財源を原資に、新たに「子ども・子育て基金」を設置する。

2 内容

趣旨（第1条）

この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項及び第8項の規定に基づき、神奈川県子ども・子育て基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

設置（第2条）

県は、次代の社会を担う全ての子どもが自立した個人として健やかに成長することができ、かつ、県民が安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するための施策に必要な資金を積み立てるため、神奈川県子ども・子育て基金（以下「基金」という。）を設置する。

積立額（第3条）

基金に積み立てる額は、次に掲げるものの合計額で予算において定める額とする。

- (1) 県の資金
- (2) 基金の趣旨に添う寄附金
- (3) 基金の運用から生ずる収益金

運用（第4条）

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金、有価証券の保有その他の方法により運用するものとする。

繰替運用（第5条）

知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

運用益金の処理（第6条）

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

処分（第7条）

基金は、次代の社会を担う全ての子どもが自立した個人として健やかに成長することができ、かつ、県民が安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するための施策の経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

委任（第8条）

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

3 施行日

この条例は、公布の日から施行する。

神奈川県子ども・子育て基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項及び第8項の規定に基づき、神奈川県子ども・子育て基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 県は、次代の社会を担う全ての子どもが自立した個人として健やかに成長することができ、かつ、県民が安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するための施策に必要な資金を積み立てるため、神奈川県子ども・子育て基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第3条 基金に積み立てる額は、次に掲げるものの合計額で予算において定める額とする。

- (1) 県の資金
- (2) 基金の趣旨に添う寄附金
- (3) 基金の運用から生ずる収益金

(運用)

第4条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金、有価証券の保有その他の方法により運用するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第7条 基金は、次代の社会を担う全ての子どもが自立した個人として健やかに成長することができ、かつ、県民が安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するための施策の経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。